

令和元年中の少年非行等の状況について

1 非行少年の状況

【※ 北海道警察の統計資料を基に作成】

	総数	刑法犯			特別法犯			ぐ犯少年	不良少年
		小計	犯罪少年	触法少年	小計	犯罪少年	触法少年		
H26年	2,136	1,978	1,375	603	145	127	18	13	15,632
H27年	1,746	1,573	1,066	507	164	147	17	9	14,926
H28年	1,507	1,331	887	444	175	153	22	1	14,373
H29年	1,453	1,308	809	499	142	128	14	3	15,632
H30年	1,280	1,134	751	383	146	135	11	0	14,241
R元年	1,135	1,005	674	331	125	117	8	5	13,530
前年比	-145	-129	-77	-52	-21	-18	-3	5	-711

刑法犯罪種別							
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
H26年	1,978	18	215	1,167	15	11	552
H27年	1,573	22	175	937	19	34	386
H28年	1,331	14	133	810	9	30	335
H29年	1,308	16	141	861	13	29	248
H30年	1,134	13	132	725	21	41	202
R元年	1,005	18	160	609	26	27	165
前年比	-129	5	28	-116	5	-14	-37

刑法犯学職別								
	総数	未就学	学生・生徒				有職少年	無職少年
			小学生	中学生	高校生	その他		
H26年	1,978	0	269	693	578	128	191	119
H27年	1,573	1	263	466	435	113	198	97
H28年	1,331	0	248	328	385	94	175	101
H29年	1,308	1	320	320	337	105	144	81
H30年	1,134	1	252	257	347	87	127	63
R元年	1,005	0	214	215	286	62	164	64
前年比	-129	-1	-38	-42	-61	-25	37	1

不良行為種別								
	総数	深夜はいかい	喫煙	飲酒	粗暴行為	家出	怠学	その他
H26年	15,632	5,355	5,195	1,354	1,192	414	263	1,859
H27年	14,926	5,306	4,503	1,479	1,075	469	173	1,921
H28年	14,373	4,656	4,737	1,628	1,072	456	183	1,641
H29年	15,632	5,015	4,318	1,727	1,292	556	214	2,510
H30年	14,241	4,540	3,946	1,600	1,208	571	196	2,180
R元年	13,530	3,812	3,766	1,781	1,358	566	189	2,058
前年比	-711	-728	-180	181	150	-5	-7	-122

- ◆非行少年の総数は1,135人で、前年比145人(11.3%)減少。全体の約9割が刑法上の罪を犯すなどした少年であった。
(年々減少が続いており、過去5年においても全体の約9割が刑法上の罪を犯すなどした少年であった)
- ◆刑法犯罪種別のうち窃盗犯が609人と全体の6割以上を占め、過去5年においても同様の傾向であった。
- ◆刑法犯の学職別では、高校生が最も多く、次ぐ中学生と合わせると全体の約半数であった。
- ◆不良行為少年数は13,530人で、前年比711人(5.0%)減少。深夜はいかいと喫煙で全体の5割以上を占めている。

2 薬物乱用少年の状況

	総数	大麻法	覚取法	毒劇法
H26年	9	5	4	0
H27年	10	6	4	0
H28年	6	3	3	0
H29年	3	2	1	0
H30年	19	15	4	0
R元年	18	17	1	0
前年比	-1	2	-3	0

学職別						
	総数	学生・生徒			有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他		
H26年	9	0	1	0	3	5
H27年	10	1	0	0	3	6
H28年	6	0	1	0	2	3
H29年	3	0	1	0	1	1
H30年	19	1	1	3	7	7
R元年	18	0	1	2	14	1
前年比	-1	-1	0	-1	7	-6

◆H30年から薬物乱用事案の増加傾向が続いており、特に大麻取締法による検挙が際立っている。

◆学職別では、学生・生徒の検挙は僅かで、有職少年が14人と全体の約8割を占めている。

3 福祉犯の被害状況(被害者数)

	総数	児福法	売防法	風営適化法	児童買春・ポルノ法	道育成条例	その他
H26年	277	19	1	95	53	86	23
H27年	201	19	1	25	65	66	25
H28年	179	13	5	16	75	59	11
H29年	214	23	3	10	98	71	9
H30年	211	6	2	4	110	73	16
R元年	251	8	2	17	115	94	15
前年比	40	2	0	13	5	21	-1

学職別								
	総数	未就学	児童・生徒・学生				有職少年	無職少年
			小学生	中学生	高校生	その他		
H26年	277	1	3	54	148	4	45	22
H27年	201	0	4	55	96	1	23	22
H28年	179	0	4	59	77	0	22	17
H29年	214	2	9	70	99	1	17	16
H30年	211	1	38	40	98	4	14	16
R元年	251	22	8	70	118	0	21	12
前年比	40	21	-30	30	20	-4	7	-4

◆福祉犯の被害少年は251人で、被害少年のうち高校生が最も多く、次ぐ中学生と合わせると全体の7割以上を占めている。(過去5年においても概ね同様の傾向が認められる)

参考資料(用語解説)

少	年	… 20歳未満の者をいう。
犯 罪	少 年	… 罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。
触 法	少 年	… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
ぐ 犯	少 年	… 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
非 行	少 年	… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
不良行為	少 年	… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
福 祉	犯	… 少年の福祉を害する犯罪をいう。
刑 法	犯	… 「刑法」に規定する罪などをいう。
特 別 法	犯	… 一般的に「刑法犯」以外のもので、銃刀法、覚せい剤取締法などをいう。